

平成 29 年度 提言のまとめ

自治体では それ ぞれの自治体ごとに指定管理者制度に関する個々の考え方を、方針やガイドブック、手引きなど様々な形式で整備し、常に安定した指定管理者制度の運営に努め、必要に応じ改定もされています。

今回の提言では、

- 比較的具体な内容まで落とし込まれているものとして、指定管理者制度に関する自治体のガイドラインを対象に、都道府県、指定都市、そして、中核市や特別区（東京 2 3 区）とごく直近でガイドラインを改定した市を取り上げ
- そのうえで各自治体が定めるガイドラインを比較し、その内容と傾向を把握し、
- 指定管理者として公の施設を管理運営する立場から見て、わかりやすい記載などを好事例としてまとめてみることにしました。

公共サービスの担い手として民間事業者を受け入れる指定管理者制度を導入するという「市場開放」は、自治体にとって初めての経験であったはずですし、その制度導入から 10 年を超え、自治体と民間事業者との信頼関係をどう築くか、また、行政の透明性の維持と民間企業のノウハウの保護の両立など、様々な課題に対しての取組みでもあったように思います。その意味では、当時の業務を担当した自治体職員の 法解釈等の工夫、政策研究による新しい行政のあり方に対する模索など、努力の結晶であると言えます。本提言は、官民協働の事業としてさらに適正な運用ができるように、ガイドラインのあり方についてまとめましたので、参考としていただきたいと思います。

1 自治体にむけて

ガイドラインは、自治体の指定管理者制度に対する理解と考え方を反映していることから、経費の削減の目的と併せて、指定管理制度が市民サービスを向上させる制度であるとの認識を、同時に明確に記載することを望みます。

また、ガイドラインは本来、自治体職員に一定の判断基準をしめすものであると認識していますが、ガイドラインを適正に整理し、常に改定していくことで、多くの指定管理者が応募しやすい環境を作り出すこともできます。

指定管理者制度を取り巻く社会環境の変化などに応じて、是非とも定期的な改訂を継続していただきたいと思います。

2 民間事業者に向けて

指定管理者は、自治体のガイドラインを読み込むことで、その自治体が指定管理者制度に求めている成果を認識し、民間事業者のアイデアやノウハウを駆使し、創意工夫を行いながら、併せて、社会的にも求められている生産性の向上や、従事者の働き方改革などを実践し、新しい時


代における、新しい施設運営を目指し、利用者の視線に立ったサービスの向上を、常に取り入れる惜しみない努力が求められます。

3 自治体と民間事業者の双方に向けて

少子高齢化や人口減少という社会問題が認識される昨今、指定管理者制度は自治体と指定管理者の双方が、未来に向けてより良い協働関係を築き、制度の様々な課題を協働して克服し、サービスの向上と資源の効率的投資と地域社会の活性化を目指すことが求められます。

また、自治体と民間事業者が、「指定管理制度」を新しい共創ビジネスの「場」として、双方の立場を理解しつつ、事業として育てていくことが望まれます。

以上

※提言の本文（冊子）をご希望の方は、指定管理者協会ホームページ 画面右上の「お問い合わせ（<http://www.shiteikanri.org/contact/tabid/62/Default.aspx>）」からお申込みください。無償でご提供いたします。（大量に冊子を希望される場合は有償とさせていただきます）